



# 滋賀県警察本部からのお願い

## 積極的な『疑わしい取引』の届出について

### Q1 疑わしい取引とは…

- 犯罪収益移転防止法に基づき、顧客の取引がマネロン(犯罪収益等の收受や隠匿)等に利用されている**可能性がある**と疑われる場合に、**特定事業者**が所管行政庁に届け出るべき取引(義務)

### Q2 特定事業者とは…

- 犯罪収益移転防止法第2条第2項に規定された**金融関連事業者**と**指定非金融業者・職業専門家(DNFBP's)**

#### 特定事業者

銀行、貸金業者、資金移動業者、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者 等



#### 指定非金融業者・職業専門家

DNFBP's  
(Designated Non-financial Businesses and Professions)

宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者(古物商含む)、郵便物受取サービス事業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、行政書士、公認会計士、税理士、司法書士、弁護士 等

### Q3 届出状況はどうなってるの…

お願いします。



- 令和6年の届出件数は、過去最多の約85万件
- ところが、**DNFBP's**からの届出は、**290件**で全体の**0.03%**

### Q4 どんな時に届出すればいいの…

「このお客様、怪しい…」、「この取引はおかしいな…」と感じたら、**迅速に・積極的に・正確に**届出をお願いします。

- (例) ➢ 顧客属性や経済合理性に似合わない取引
- 短期間の多数取引や連続した売買
  - 身分証に不審点等があり、取引を謝絶した場合 等

あれ？



### Q5 届出の方法って難しいのでは…

- 二次元コードから方法と届出先行政庁を確認できます。
- 電子政府総合窓口(e-Gov)の利用が便利です。

届出方法・入力要領



宝石・貴金属・宅地建物等が、マネー・ローンダリングに利用されないためには、皆様の御協力が必要です。